

公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について

公募型プロポーザル方式に係る手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 12 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 公募に付する事項

(1) 業務名

最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務

(2) 業務概要及び目的

国が実施した平成 25 年生活扶助基準改定について、令和 7 年 6 月 27 日の最高裁第三小法廷判決で、物価変動率のみを直接の指標としたデフレ調整が違法とされたことに関して、社会保障審議会生活保護基準部会内に設置された専門委員会での検討を経て新基準を制定し、生活保護受給者に対し当初給付した生活保護費との差額分を地方公共団体において追加給付することとされたことを受け、本市における対象世帯に対して、効率的かつ迅速な運営をもって、正確に追加給付を行うことを目的とする。

(3) 業務実施（契約）期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 予算限度額

136,800 千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※委託契約の額は、当該限度額の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項その他公募に関する事項

別紙「募集要領」のとおり

3 その他留意事項

令和 8 年 6 月高知市議会において、予算が提案どおり議決されなかった場合は本件手続について停止等を行うことがある。